短期利用型に係る届出書

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 異動区分 | １　新規　　２　終了 |
| 施設種別 | １　（介護予防）小規模多機能型居宅介護  ２　看護小規模多機能型居宅介護 |

短期利用型に関する届出内容

短期利用に活用可能な宿泊室の数

　　　Ａ　　　　　　　Ｂ　　　　　　Ｃ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 宿泊室の数 | 登録定員 | 登録者数 |
|  |  |  |

計算式

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第一位以下四捨五入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ×（Ｂ－Ｃ）÷Ｂ≒ |  | ←利用可能な宿泊室の数 |

確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供に支障がないと認めた場合であること。 | 可　・　否 |
| 利用の開始に当って、あらかじめ七日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日以内）の利用期間を定めること。 | 可　・　否 |
| 指定地域密着型サービス基準第百七十一条に定める従業者の員数を置いていること。 | 可　・　否 |
| 過少サービス時の減算（通常の報酬の70％で算定）を行っていないこと。 | 可　・　否 |

※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、運営規程、重要事項説明書を添付すること。